

市立東大阪医療センター特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法人が発注する市立東大阪医療センターにおける建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とは、市立東大阪医療センターにおける大規模かつ技術的難易度の高い建設工事の発注について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成される共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体により競争を行わせることができる工事の規模は、発注予定金額が5億円以上の工事であって、当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために共同企業体による必要があると認められるものとする。

2 前項に掲げる規模にかかわらず、特殊な技術等を要する工事であって確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を結集する必要があると認められる工事については、共同企業体によることができるものとする。

(共同企業体の結成要件)

第4条 共同企業体の方式は、複数の事業者が同一の目的物を完成させるに当たって、一体で施工する共同施工方式（以下「甲型共同企業体」という。）又は工区等を分担して施工する分担施工方式（以下「乙型共同企業体」という。）とし、法人が指定した方式によるものとする。

2 共同企業体を結成しようとする者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- 一 東大阪市の入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- 二 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止中でないこと。
- 三 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置期間中でないこと。
- 四 当該対象工事に対応する許可業種について、許可を有しての営業年数が少なくとも3年以上であること。
- 五 当該対象工事と同種の工事について、対象工事毎に定める額以上の元請施工実績があること。
- 六 当該対象工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
- 七 前各号の他、経営事項評価点数など当該対象工事毎に定める要件がある場合、これを満たすこと。

(甲型共同企業体の構成)

第5条 甲型共同企業体の構成員の数は、2ないし3者とする。

2 構成員の出資比率は、各構成員の出資比率が当該共同企業体の総出資額の10分の3以上（構成員数が3者の場合にあつては、10分の2以上）であるとともに、代表となる構成員（以下「代表構成員」という。）の出資比率は、当該共同企業体の構成員中最大であるものとする。

3 代表構成員は、工事を施行するに当たって、建設業法第26条に規定する監理技術者を、その他の構成員は、法人が指定する技術者（監理技術者又は同条に規定する主任技術者）を専任で配置しなければならない。

(乙型共同企業体の構成)

第6条 乙型共同企業体の構成員の数は、2者以上とする。

2 構成員の出資は、分担区分に応じた額とする。

3 各構成員は、工事を施行するに当たって、建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置しなければならない。

(構成員の組合せ)

第7条 甲型共同企業体の構成員の組合せは、法人が対象工事の発注予定金額に応じ定める経営事項評価点数の区分（以下「発注区分」という。）を満たす者又は、その区分を満たす者及びその次順位の区分に属する者の組合せとする。

2 乙型共同企業体の構成員の組合せは、当該発注工事のうち、それぞれが分担する工事種別につき、法人が定める発注区分を満たす者の組合せとする。

3 一つの対象工事に係る共同企業体の各構成員は、当該対象工事において他の共同企業体の構成員となることはできない。

(結成方法)

第8条 共同企業体の結成方法は自主結成とする。

(代表者)

第9条 甲型共同企業体の代表者は、等級の異なる者の組合せにあつては上位等級の者とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

2 乙型共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。

(混合入札)

第10条 この要綱により共同企業体により競争を行わせることができる工事について、当該対象工事毎に共同企業体の代表者に求める要件を満たし、当該工事を単体で確実に円滑に施工し得る者があるときは、その者と共同企業体とによる混合入札を行うものとする。

(協定書の提出)

第11条 共同企業体により入札参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体協定書を提出しなければならない。

(存続期間)

第12条 共同企業体の存続期間は次の各号のとおりとする。

- 一 当該対象工事について法人と請負契約を締結した共同企業体
当該対象工事の竣工後6箇月を経過するまで
- 二 その他の共同企業体
当該対象工事にかかる請負契約が締結されるまで

附 則

この要綱は、平成30年3月16日から施行する。